

第1項 森林環境の保全・活用

(1) 計画的な 伐採・造林・保育の推進

計画的な伐採・造林・保育を促進するとともに、良質材や優良な原木の生産を推進し、除間伐の推進や間伐材の有効活用などにより、森林の適正な管理と林業の振興を図ります。



(2) 公益的機能別森林整備 ・活用の推進

森林のもつ国土保全機能や水資源涵養機能などの機能を高めるとともに、災害の未然防止の観点から治山事業を推進します。

また、自然への関心の高まりに対応し、林業体験や森林とのふれあいの場の創出に取り組むなど、森林の有する保養休養機能の利用を進めます。

第2項 林業経営体制の強化

(1) 担い手の育成

担い手の育成や雇用促進のため、森林組合と連携しながら、緑の雇用担い手対策事業や森林組合作業員の社会保障制度加入を推進し、就労機会の充実を支援するなど、林業従事者や後継者の育成・確保を進めます。

(2) 特用林産物等の開拓

シキミ等枝物の生産や緑竹の生産加工を推進するとともに、間伐材の有効利用を推進します。

また、これらを活用した特産品の開発と販売の促進に努めます。



【特用林産物】

特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

これらの生産は、農山村における地域資源を活用した産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしています。

林野庁では、農山村の生産活動に大きく寄与している特用林産物について、各品目ごとに毎年調査を行い、特用林産物の生産量、生産額の動向について公表しています。

第3項 生産基盤の充実

(1) 林道・作業道の整備

森林管理や林業経営の基幹となる林道・作業道の整備を推進します。

(2) 高性能林業機械の導入

作業の効率化、林内労働の負担軽減を進めるため、高性能林業機械の導入やコスト低減の技能技術の習得を支援します。

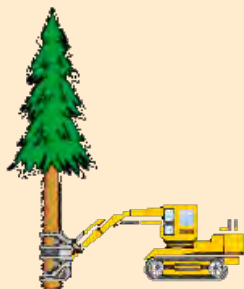


【高性能林業機械】

高性能林業機械とは従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械です。

20年ほど前から開発・普及が進められており、平成21年度には約4,200台が林業の現場で使用されています。

主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤードなどがあります。



現状と課題

水産業は農業と並ぶ重要な基幹産業であり、長い海岸線と複雑な岩礁で豊かな漁場が形成されており、鹿児島県のブランド認定の「ねじめ黄金カンパチ」の養殖をはじめ、定置網漁業、潜水器漁業、刺網漁業が複合的に営まれています。

また、ブリを対象にした飼付漁業も冬の風物詩となっています。

さらに平成26年度から貝類の試験養殖も実施しており、新しい商品開発が期待されます。

しかしながら、魚価の低迷、燃油や餌代などの高騰など、厳しい漁業経営を強いられているため、引き続き付加価値向上等の調査研究、流通体制の整備、新たな販路開拓などが求められています。

あわせて、漁業者の主力が高齢化してきており、新規就業者の確保、技術の伝承等を支援する取組や、管理漁港の劣化等の調査をする必要があります。

政策の基本方針

水産資源の維持・増大と漁業者の経営向上を図るため、漁業者が安心して操業できるように漁場・漁港環境の整備を図るとともに、漁協の経営改善支援を含め、地域に適応した水産業の推進に努めます。

また、水産物のブランド化・高付加価値化を進め、販路拡大に努めるとともに、水産資源の保護・増殖、新規就業者の確保と後継者の育成などの取組を支援します。

さらに、観光や商工業などとの連携による取組を進め、水産業の魅力づくりと活性化を図ります。

政策の体系

〔第3節〕 水産業の 振興

第1項 水産業経営の支援

第2項 水産業環境の整備

第1項 水産業経営の支援

(1) 水産物の高付加価値化と販路の拡大

水産業の振興と漁協の経営安定化に向けて、県及び漁協等との連携を強化し、南大隅産水産物のブランド化や新製品開発による付加価値の向上、観光や商工業などとの連携による6次産業化の推進、積極的な情報発信などにより販路拡大に努めます。

(2) 漁業経営の安定化と担い手の確保・育成

漁業者等の経営の安定や資本装備の高度化を図るため、水産制度金融による支援を進めるとともに、新規就業者の確保・育成や、新たな経営改善にチャレンジする漁業者の自主的活動の支援等により、意欲と能力のある中核的漁業者の育成などの後継者対策を推進します。

(3) 資源管理型・つくり育てる漁業の推進

漁船漁業については、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁業者の自主的な資源管理を促進するとともに、漁場の整備や藻場の造成、有用魚介類の種苗放流等を計画的に進めます。

養殖業については、養殖漁場の持続的な利用と安定的な生産に向けた適正養殖の推進、魚病被害の未然防止に努めます。

また、豊かな海の源である山林の保護育成の啓発と、熟年漁業者と若い漁業者との交流を図っていきます。

(4) 地域ブランド化の推進と観光との連携

「南大隅のさかなは美味しい！」というイメージづくりなど、南大隅産水産物のブランド化を図るために、環境にやさしく品質の優れた本町産水産物を、統一したブランドで消費者に提供できるシステムづくりや水産物加工品の開発を進めます。

また、認知度向上と販売促進を図るため、直販所や道の駅等の活用を進めるとともに、観光等とのさらなる連携を進めます。



▲ねじめ漁業協同組合養殖業者会がブランド化を推進している「ねじめ黄金カンパチ」

第2項 水産業環境の整備

(1) 漁港・漁場の整備促進

漁港については、水産基盤機能保全計画を策定し、漁港施設の整備や長寿命化のための機能保全を進めるとともに、通年で安全な漁業ができるように漁港を点検整備していきます。

また、漁場環境の改善のために築いそや魚礁等を整備していきます。



▲キダカの干物づくり



▲佐多地区特産のトサカノリ

現状と課題

本町の商業は、国道沿いを中心に商業活動が営まれています。その多くは家族経営の小規模事業者となっています。人口減少による消費の縮小に加え、近隣市町への大型店の進出、観光客入込数の伸び悩みなどによって、商業経営は非常に厳しい状況が続いています。製造業については、食品加工や製造工場等も見られますが、就労の機会が多いとは言えない状況が続いています。

このような中で、商工会との連携により商業・商店街などの活性化を図るほか、ドラゴンボートフェスティバル等の地域特性を活かしたイベントに対して支援を行い、交流人口の増加による商工業の振興を進めています。

商工業が持続的に発展していくためには、引き続き、商業・商店街活性化に向けた取組を進めていくとともに、産業間の垣根を超えた連携の動きをさらに拡大させ、それぞれの相乗効果を高めていくことが重要です。

また、町民の町内における消費拡大に向けた取組と観光客の消費需要を満たすような取組を並行して進めていくことも求められています。

さらに、町内における就労の場の確保のため、優良企業等の誘致や起業促進を図る必要があります。

政策の基本方針

商業の持続的な発展に向け、少子高齢化や消費者ニーズの多様化など、時代の変化に対応したサービスの充実を促進するとともに、地産来消など広域からの集客向上を図るため、道の駅などを拠点に、知名度の高い地域資源を活用した特産品の開発、販路拡大などの取組を支援します。

また、本町の豊富な一次産品との連携を深め、地域の特性を活かした製造業の発展に向けて、新たな製品開発などによる市場開拓や販路拡大のための取組を支援するとともに、本町の地域特性に適合する産業の誘致に努めます。



政策の体系

〔第4節〕 商工業 の振興

第1項 地域に信頼される
商工業の展開

第2項 農林水産業との連携

第3項 企業誘致の促進



▲南大隅町の産品が集まる「なんたん市場」



▲町外域における物産販売イベント

第1項 地域に信頼される商工業の展開

(1) 地域と共栄する 取組への支援

本町の深刻な問題である人口減少の歯止めなど、地域と共生する商工業の展開を図ることを目的とした商工会等の取組に対する支援を行います。

(2) 消費者のニーズに応える 商工業の展開

本町の農林水産業の生産性を高めるための地域独自商品の開発や、高齢化及び人口減少の激しい地域問題に対応した営業活動等の商工業活動に対して支援を行い、消費者のニーズに対応できる商工業の展開を推進します。

(3) 域外との交流による 商工業の活性化

地域の資源や特性を活かしたイベント開催を支援し、交流人口の拡大による商工業の活性化を図ります。

また、商工業事業者自らがイベント開催に携わり、地元町民との交流を深め顧客を増やすなど、人間関係構築による商工業の活性化を図る活動に対して支援を行います。



▲平成25年、「南大隅町地域経済活性化協議会」で作成された『南大隅の地域特産品を使った南大隅レシピ』

第2項 農林水産業との連携

(1) 産業連携の仕組みづくりの推進

農林漁業と商工業等との産業間連携を強化して、地域経済を活性化する取組を支援します。

また、農林漁業者と中小企業者がそれぞれの強みを活かして共同で行う新たな商品やサービスの開発及び需要の開拓等に係る取組を支援します。

(2) 南大隅ブランドの開発と情報発信力の強化

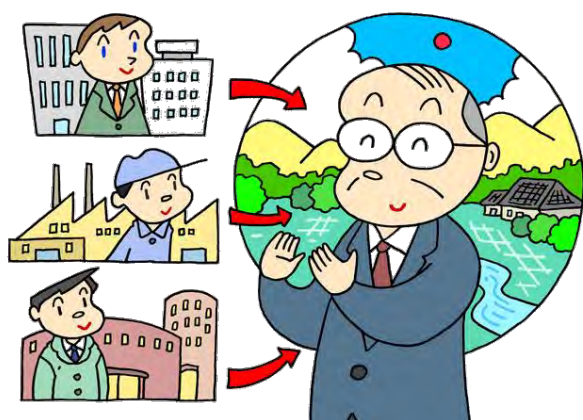
南大隅産農林水産物の加工食品の開発及び展示会等の各種イベントへの参加・出展を通じたPR活動・普及活動などを支援し、南大隅ブランド商品の付加価値向上に努めるとともに、販路の拡大を図ります。



第3項 企業誘致の促進

(1) 企業誘致の促進

企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。



現状と課題

本町の観光入込客数は、過去5カ年では、15万人から20万人の間で推移しています。平成24年10月、町道佐多岬公園線（旧佐多岬ロードパーク）の供用が開始され、公園への入園料が無料となったことから、佐多エリアへの入込客数は大幅に増加しており、佐多岬リニューアルオープンでは、観光客がさらに増加することが期待されます。

また「雄川の滝」、「ゴールドビーチ大浜海水浴場」、「さたでい号」などの観光資源や、豊かな自然を活かした「佐多岬トレッキング」などの体験型観光も誘客コンテンツの一つです。

さらに、滞在型観光の核となる「ねじめ温泉ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター（ホテル佐多岬）」など主要宿泊施設は、指定管理者制度を活用して管理運営を進めています。

このような中で、大きなインパクトとなるのが佐多岬公園のリニューアルです。このタイミングに合わせて、雄川の滝の観光資源化や、新たな体験プログラムの開発、特産品の開発、受け入れ体制づくりなどを総合的に進めることが必要となります。

あわせて、滞在交流型の観光商品開発も不可欠であり、主要宿泊施設の魅力向上や農林漁家等と連携した体験型観光の整備も求められています。

そして、大隅半島の他市町との連携や指宿地域との連携など、広域的な観光振興を図っていくことも重要です。

政策の基本方針

佐多岬は、“本土最南端”という地理的特徴を有し、本町だけでなく、大隅半島全域、ひいては鹿児島湾（錦江湾）周辺における観光の魅力向上のきっかけとなる資源の一つです。そのため、まずは佐多岬への戦略的な誘客を図るとともに、「雄川の滝」などを含め、来訪者に再訪を促すことができるような滞在交流型観光の取組を推進します。

また、豊かな自然や食資源、魅力ある歴史・文化を活かした観光商品づくりや、隣接する関係市町との連携による周遊ルートの整備及び、体験型観光の振興にも努めます。

さらに、効果的なイベントの開催、「佐多岬コンシェルジェ」や体験インストラクター等の育成など、町民参加型の滞在交流型観光の取組を推進するとともに、「南大隅町観光協会」の運営体制の整備等も行います。

政策の体系

〔第5節〕 観光業 の振興

第1項 「佐多岬」を核とした
観光の魅力づくり

第2項 観光地域づくり推進体制の
構築

第3項 広域連携による観光振興の取組
の推進



▲南大隅町のシンボル「佐多岬」

第1項 「佐多岬」を核とした観光の魅力づくり

(1) プログラムづくりと “食”の魅力の創出

佐多岬を中心に周辺地区の地域資源も含めて、滞在交流型のプログラム造成や集客交流イベントの開催などに取り組んでいきます。

また、地元の産品を素材としたご当地グルメや加工品の開発、食品に限らないお土産商品の開発などを行い、佐多岬観光を地域産品のチカラで、さらに魅力あるものに育てていきます。

(3) 佐多岬の観光基盤づくり

根占地区から佐多岬に至るまでの沿線について、自然景観を損なわない、統一感のある観光案内板、標識、ビュースポットの案内サイン等の整備、道路コンディションの改善等を行っていきます。

(5) 観光地の景観美化

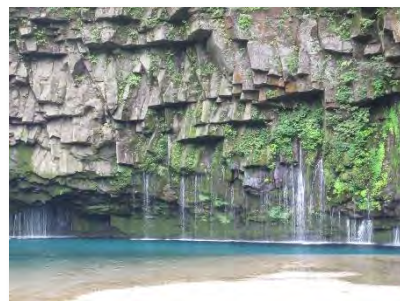
町民が恵まれた自然と共生した地域づくりを推進しているイメージは、まず、来訪者との接点となる観光拠点施設や観光地から発信していく必要があります。観光拠点施設や観光地を美しく、清潔に保つことは、そのまま町のイメージにつながることを考え、具体的には、観光拠点施設・観光地のトイレの整備、花いっぱい運動などに積極的に取り組んでいきます。

(2) 佐多岬観光の 情報発信の強化

消費者や旅行事業者、交通事業者等に対して、佐多岬の観光商品の詳細や、日々の佐多岬観光の情報を積極的に発信していきます。

(4) 「雄川の滝」の観光の 魅力づくり

急激に観光客が増加している「雄川の滝」について、自然環境の保全・保護も視野に入れた観光基盤の整備や、周辺地域を巻き込んだ観光地域づくりの取組を推進していきます。



(6) 教育研修旅行の受け入れ に向けた取組の推進

教育研修旅行の関係団体との連携により、体験型を取り入れたツーリズムによる民泊の開拓や小中高生の教育旅行の誘致が進行中です。その取組をさらに確かなものにしていくために、現行の取組のさらなる拡充、新規取組の推進を図っていきます。

第2項 観光地域づくり推進体制の構築

(1) 主要宿泊施設や 休憩地の整備

滞在型観光の核となる「ねじめ温泉ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター（ホテル佐多岬）」など年次計画により維持補修を実施し、利用者に快適な環境を提供出来るよう施設の整備を図るとともに、指定管理者制度を活用しつつ、サービスの向上や受け入れ態勢の充実に努めます。

また、景勝地でもある台場公園や立神公園及びふれあいパーク佐多等の休憩施設の管理を適正に行い、快適なドライブを提供できるよう幹線道路の休憩地やトイレ等の整備を推進します。

(2) 観光人材の確保・育成と 「南大隅町観光協会」の整備

佐多岬の再整備が進む中、観光事業者や関係機関との相互協議、調整を図りながら、「南大隅町観光協会」の整備に向けた取組を推進します。

また、組織の人材に関しては、国の“地域おこし協力隊”制度などを活用し、積極的な人材確保に努めていきます。

観光人材の育成については、「佐多岬コンシェルジェ」の研修等の実施を通じて、観光従事者等の観光ホスピタリティの向上を図ります。

(3) 指宿山川・根占航路の 利用促進

広域観光ルートの推進や交流人口の増を図る上でも必要不可欠な山川・根占航路の利用促進に努め、鹿児島県や指宿市及び近隣市町と連携を図りながら、周遊観光の核として当航路の安定的な継続運航を目指します。

(4) 外国人旅行者受入体制の整備

本町の観光振興にあたって、広域連携は重要な要素になります。県内の重要観光拠点地域と連携する場合、外国人旅行者の来訪が十分に考えられます。そのために、今後は外国人旅行者の対応に向けた取組を推進していきます。



▲山川－根占フェリー

第6節 起業・創業活動への支援

現状と課題

経済の低迷などにより、産業構造の大きな変革が迫られていることを背景として、新たな産業を創出し、質の高い雇用機会を確保していく必要性が高まっています。

本町においては、仕事を求める若年層の都市部への流出が目立ち、少子高齢化の要因ともなっています。そのため、様々な産業育成・支援対策を実施して雇用の維持・創出に努めていますが、社会経済状況の急速な変化と消費者ニーズの多様化・高度化が、町内の産業にも大きな影響を与えているのが現状です。

このような中で、新たな産業を育成し雇用機会を確保していくため、商工業・農林水産業や観光関連産業等との連携による新たな起業や、既存企業の新規事業分野への進出などを支援していきます。

政策の基本方針

中小企業などの事業経営者の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、次代を担う人材を育成するため、起業・創業活動への相談体制や各種支援制度の充実を図るとともに、産学官の連携や農商工連携・6次産業化によるイノベーションや地域特産品開発への支援、さらにはコミュニティビジネスなどの新しい産業の育成に努めます。

政策の体系

〔第6節〕
起業・
創業活動
への支援

第1項 起業・創業への支援

第2項 コミュニティビジネスへの支援

第1項 起業・創業への支援

(1) 起業・創業活動への 相談体制の充実

かごしま産業支援センターや大学等との連携を図りながら、技術開発や事業アイデア・企画から事業化、販路開拓・拡大といった企業活動の各発展段階に応じて、企業や起業家を総合的に支援できる体制の整備に努めるとともに、起業・創業に関する情報提供を行います。

(2) 各種支援制度の充実

創業等の意欲的な活動や既存中小企業の経営基盤強化など積極的な経営活動を金融面から支援するため、創業者や中小企業の資金ニーズを的確に把握するとともに、国・県等の事業の活用への支援、産業振興基金の造成等町独自の補助事業の創設を検討するなど、効果的な制度の活用・確立を図ります。

(3) 産学官連携、農商工連携 ・ 6次産業化の促進

地域資源を活かした新たな商品開発などを促進し、地域産業の活性化を図っていくため、商工業と農林水産業・観光関連産業などの連携による農商工連携・6次産業化など、異業種交流による新たな商工業スタイルの確立に向けた支援を行います。



【6次産業化と農商工連携】

「6次産業化」とは、農林漁業者による生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)の一体化を通じて、農山漁村に由来する「地域資源」(農林水産物、バイオマス等)の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組のことを指します。

「農商工連携」とは、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のことを指します。

▼6次産業化の考え方



第2項 コミュニティビジネスへの支援

(1) コミュニティビジネスの活動支援

町民が主体となって地域の課題を地域の資源を使って解決するために活動するNPOやコミュニティビジネスについては、これからの産業振興のひとつの柱として、創業支援、指導・相談の実施、情報提供などを行い、それぞれの活動を積極的に支援します。



【コミュニティビジネス】

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のことを指します。近年、“ソーシャルビジネス”という言葉が使われるケースが増えていますが、“ソーシャルビジネス”が社会的課題全般の解決を目指すのに対し、“コミュニティビジネス”はそのうちの地域的な課題に特に着目しています。従って、“ソーシャルビジネス”は“コミュニティビジネス”を包含する概念ということもできます。

コミュニティビジネスは、地域で生活する皆さんのアイデアと熱意により生まれてくるものです。毎日の生活で困っていること、普段気づかない身の回りの地域資源がコミュニティビジネスに取り組みきっかけとなります。

第2章 思いやりのある 健康・医療・福祉のまちづくり

- 〔第1節〕 保健・医療の充実
- 〔第2節〕 子育て支援・児童福祉の充実
- 〔第3節〕 高齢者福祉の充実
- 〔第4節〕 障害者福祉の充実
- 〔第5節〕 地域福祉の充実

現状と課題

高齢化が進むことで、生活習慣病や介護を必要とする町民が増加していくことが予想されます。疾病の予防や早期発見、早期治療のためには、健康診断の受診などを通じて多くの町民が生活習慣の改善に取り組み、効果的な健康管理を行うことが望まれます。

健康づくりについては、自分の健康は自分で守るという意識が必要です。町民の健康に対する意識が高まるとともに、ボランティアや自治会などによる健康づくり活動が活発化することが求められます。

地域医療については、町立診療所での町民への一次医療の提供を行うとともに、鹿屋市医師会、肝属郡医師会と連携し救急医療体制を整備しています。今後も一次医療機関としての町立診療所の整備充実や二次医療機関への迅速な情報提供と対応と、救急医療体制の整備や夜間診療等適正受診の啓発が必要です。

国民健康保険については、国民健康保険特別会計の健全かつ持続的な運営を確保するため、保険税の収納率の向上を図るとともに、特定健康診査や短期人間ドックの受診率を高めるなど、被保険者の健康づくりの推進による医療費の適正化が課題となっています。

政策の基本方針

乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健康を保持・増進することができる環境と体制の充実を図ります。

また、町立診療所の移転・整備によって充実を図り、一次医療機関として早期発見、早期治療を行い、二次医療機関との連携を図るなど、安定した地域医療体制の充実に努めるとともに、国民健康保険制度の適切な運用を図ります。



政策の体系

〔第1節〕 保健・医療の 充実

第1項 健康の増進

第2項 医療支援と医療体制の確保

第3項 国民健康保険事業の推進

